

## 第3部 金融検査・監督等

### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

#### 第1節 モニタリングの高度化に向けた取組み

##### I モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)で基本的な考え方と進め方を整理し、2019年12月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、ITガバナンス、融資の4つのディスカッション・ペーパーを公表してきた。

今後は、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、新型コロナの中で、金融機関職員との接触の回避や金融機関の負担を軽減し円滑な金融機能の発揮を促す観点より、原則リモート手法を活用して実施してきたところ。

検査の実施にあたっては、各金融機関等の事情(出勤制限など)、地域の事情(各自治体独自の方針など)を勘案して実施の可否を判断するなど、特に慎重な運営を進めてきた。

今後は金融機関との意思の疎通と適切な認識の共有を目指し、立入検査による直接対話と新たなモニタリングスタイルであるリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行う。

##### II 日本銀行との連携

2020年10月、自民党から「金融庁と日銀の縦割り打破(金融庁検査と日銀考査の一体的運用について)」の提言を受け、金融庁と日本銀行は、同年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」のもとで、今後のモニタリング上の連携の在り方について検討を進めてきた。

タスクフォースでの検討を踏まえ、2021年3月、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から、更なる連携強化

に向けて取り組んでいくことを公表した。

具体的には、①検査・考査の実施先に関する計画調整、②検査・考査結果に関する情報共有、③重要なテーマに関する共同調査、④データの一元化、等で金融庁と日本銀行が更なる連携に取り組んでいくこととしている。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを着実に進めていく。

## 第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

### I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2020 事務年度は、金融庁全体の方針として、「令和2 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

### II 金融行政方針に基づく 2020 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「令和2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く
2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く
3. 金融庁の改革を進める

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

#### 1. 預金取扱金融機関

##### (1) 大手銀行グループ

- 大手銀行グループにおける重要な課題（IT ガバナンスやシステムリスク管理態勢、信用リスク管理の高度化、グループ・グローバルベースでのリスク管理態勢等）についてモニタリングしたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から水平的レビュー等を実施した。その他、外貨流動性リスク管理態勢等についても水平的レビューを実施し、管理態勢のさらなる高度化を促した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

##### (2) 地域金融機関

- 新型コロナウイルス感染症等の影響による国内外の金融市場の変動等を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、有価証券運用態勢に課題が見られる地域金融機関に対して検査を実施し、必要に応じて個

別行に改善を促した。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関に対しては、早期警戒制度に基づく深度のある対話を実施した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

## 2. 保険会社

- 新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。
- 損害保険会社について、過去数年連続で、大規模自然災害が発生したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況について実態把握とモニタリングを実施した。
- 保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行っていくための枠組みを整備する目的から、2020年12月に監督指針を改正し、大手生命保険会社や大手損害保険会社について、当該監督指針改正を踏まえ海外子会社の管理を含めたグループガバナンスの高度化に向けたモニタリングや対話を実施した。

## 3. 金融商品取引業者等

- 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

### 第3節 業態横断的な金融モニタリング

#### I マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

経済・金融サービスのグローバル化、IT技術の高度化等により犯罪収益が短時間に国境を越えて移転するリスクが高まるとともに、犯罪手法も巧妙化するなど、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する状況は複雑に変化し続けている。

2019年10月から11月にかけては、FATF審査団により我が国におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」という。）に係る当局・民間事業者の取組みの有効性等のオンサイト審査が実施され、その後、同審査を踏まえた我が国のマネロン等対策の現状、課題等について、FATF審査団と金融庁を含む関係省庁との議論を行った。

こうした中、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、金融機関等ごとの取引実態及びマネロン等対策の実施状況等に係る定量・定性情報等を踏まえ、リスクベースでのモニタリングを実施した。こうしたモニタリングを通じ、金融機関等の対応に一定の進捗が認められたが、例えば、リスクの特定・評価、継続的な顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出等に課題・検討事項も認められている。

これらの課題・検討事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備を図る観点から、2021年2月にガイドラインを改正するとともに、同年3月に「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定し、金融機関に求める水準の明確化を行った。また、当初のガイドラインの策定・公表から3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、2024年3月までに、ガイドラインで「対応が求められる事項」とした事項への対応を完了させ、態勢を整備するよう文書等で要請した。（別紙1参照）

また、各金融機関が取引モニタリングシステム等を共同利用することによりマネロン等対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行ったほか、実用化に向けて規制・監督上の論点整理に着手した。また、金融機関との意見交換会、業界団体での勉強会及びマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図った。

さらに、金融機関等がマネロン等対策を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であるとの認識に基づき、取引内容、状況等に応じた取引時確認の必要性を説明して理解を求める「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ」を全国銀行協会と連名で作成し、金融機関等において一般の利用者に配布した。また、新聞広告、Web広告及び店頭動画での周知を全国銀行協会と連名で行った。（別紙2参照）

上記のモニタリングの結果に関しては、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(補足資料・2020年8月31日公表)を参照。

## II IT ガバナンス及びサイバーセキュリティ

### 1. IT ガバナンスに関する対話及びシステム統合等のモニタリング

2019年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定・公表して以降、金融機関との対話を進めている。2020事務年度は、アンケート及び個別ヒアリングを行い、①共同センターと自行のIT戦略・ITガバナンスのあり方、②グローバルにビジネスを行う金融機関におけるグローバルITガバナンス、③金融業の変化に合わせたモニタリングのあり方、について実態調査・分析を進めた。こうした調査結果や課題について、金融機関との間で共有を図り、金融機関のITガバナンスの発揮に繋げていくため、レポートとして取りまとめ公表した(2021年6月)。

また、「金融機関のITガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」においては、調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、公表した(2021年6月)。

このほか、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、過去事例等から問題が生じやすい点について気付きを促し自主的な改善を支援することに重点を置きつつ、リスクに応じたモニタリングを実施した。

### 2. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

2020事務年度は、引続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、平時における「サイバーセキュリティ管理態勢」、有事における「インシデント対応能力」の強化を通じて、金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に取り組んだ。

平時における対応として、地域金融機関に対しては、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組みの定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組みに進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元した。また、サイバー攻撃の脅威が高まっていることを踏まえ、検査を実施した。

大手金融機関に対しては、通年検査にて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化を促した。

有事における対応として、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall V)を、テレワーク環境下で実施し、参加金融機関におけるインシデント発生時の顧客対応や部門間及び組織外部との連携の実効性等を確認した。

また、国際的な議論への貢献・対応として、G7やG20といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。

### 3. システムリスク管理態勢の強化

大規模なシステム障害の発生を踏まえ、預金取扱金融機関に対し、システム障

害発生リスクを低減させることのみならず、障害が起き得ることを前提とした上で、システム変更の際の十分な事前確認や、障害発生時の顧客影響を最小限にとどめるための計画の準備といった事項について、必要な点検を促す等、適切なシステムリスク管理態勢の整備を促した。

金融機関・取引所からのシステム障害報告等に基づき、障害の復旧状況の確認や障害の真因、事後改善策等に関するヒアリングを実施し、分析するとともに、その結果概要を事例集として公表した（2021年6月）。

### Ⅲ その他の金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

#### 1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」という）の策定以降、多くの金融機関が原則を採択して取組方針を策定した。原則において、金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指すべきとされている。このように、顧客本位の業務運営の推進が、持続可能なビジネスモデルに繋がっていくことを目指すことが重要である。

こうした中、金融機関においては、積立投資信託の利用顧客の増加、業績評価体系の販売時収益から預り資産残高の重視へのシフト等、業務運営に大きな変化が窺われる。一方で、顧客はこうした金融機関の取組みの変化を必ずしも認識していない現状、金融機関の預り資産残高が全体として横ばいである状況など、これらの取組みの成果が十分に現れていない面もみられる。また、2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ」の報告書では、金融機関が公表している取組方針等についても、改善の余地があると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、当庁では、販売会社に対して、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方などに関するモニタリングを実施するとともに、実際の取組内容の把握に努めた。

更に、金融機関の顧客が資産運用にどのような認識のもと行動しているか、金融機関の取組みをどのように評価しているか等を確認するため、顧客意識調査も実施した。他方、「金融審議会 市場ワーキング・グループ」の報告書及び原則の改訂を踏まえ、2021年4月に「顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みについて」を公表し、新しい「金融事業者リスト」の公表に関する考え方や当庁における好事例分析に当たってのポイント等を示した。こうした取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。

これらの活動の中で把握した事実や課題等については、分析を行った上で、2021年6

月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」において公表した（別紙3参照）。

## 2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

コンプライアンス・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「基本方針」という。）に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表を行っている。

2020 事務年度においては、金融機関あるいは金融業界において潜在化している可能性のあるコンプライアンス・リスクの所在について、預金取扱金融機関等との意見交換を通じて情報収集を行った。引き続き、こうした意見交換を通じて、基本方針において示した着眼点や問題意識も踏まえつつ、法令等の既存のルールの遵守にとどまらない実効的なコンプライアンス・リスク管理のあり方について、必要に応じて対話を実施していく。

## 3. 金利指標改革への対応（LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応）

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されてきたが、米ドルの一部テナー（期間）を除き 2021 年 12 月末に公表停止されることが確定している。2021 年末という時限を意識して、円 LIBOR から代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と連携して、以下に取り組んだ。

- ・ 日本円金利指標に関する検討委員会が 2020 年 8 月（2021 年 4 月一部更新）に公表した本邦移行計画に則った LIBOR からの移行に向けた取組みについて、モニタリングや情報発信等を通じて促進した。
- ・ 2020 年 6 月に発出した Dear CEO レターに基づき、本邦移行計画に則った移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを行った。
- ・ 2021 年 3 月 8 日、日本銀行と合同で、「LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」を公表した。
- ・ LIBOR の公表停止を踏まえた規制等の取扱いに係る Q&A（※）等を公表した。  
（※）「LIBOR の公表停止を踏まえた自己資本比率規制及び TLAC 規制に関する Q&A の一部改正（追加）」（2021 年 2 月 12 日公表）、「金利指標改革（LIBOR の恒久的な公表停止）に伴い参照金利の変更等を行ったレガシー契約に係る店頭デリバティブ取引規制の経過措置の適用等に関する Q&A」（2021 年 3 月 16 日公表）
- ・ 2021 年 5 月 19 日、日本銀行と合同で実施した第 2 回 LIBOR 利用状況調査（調査基準日：2020 年 12 月末）の結果概要を公表した。

また、ターム物リスク・フリー・レートの算出・公表主体に選定された（株）QUICK ベンチマークス（以下、「QBS」）より、2021 年 4 月 26 日から東京ターム物

リスク・フリー・レート（TORF、トーフ）確定値の公表が開始された。金融庁は、同年4月27日、TORF 及び（株）QBS を、それぞれ金融商品取引法上の「特定金融指標」（注）及び「特定金融指標算出者」に指定した。

（注）信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれのある金融指標

東京銀行間取引金利（TIBOR）については、欧州ベンチマーク規制における同等性の枠組みの中で、国際的にも利用可能な金利指標となるよう、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長も踏まえ、欧州委員会との間で将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を実施した。

令和3年5月31日  
金融庁

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る 態勢整備の期限設定について

金融庁では、各金融機関における実効的なマネロン・テロ資金供与対策の実施に向けて、平成30年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）を策定し、本年2月に2回目の改正を実施しました。

ガイドラインの策定・公表から3年が経過し、金融機関等において態勢整備への意識が浸透してきたことから、より実効的な態勢整備を行うよう、今般、別紙のとおり、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限（2024年3月）を設け、態勢を整備することを、各業態団体を通じて要請しました。

本要請内容は、ガイドラインにおける金融機関等（注）の全ての事業者に対応していただく必要があるものです。したがって、各金融機関等におかれては、本要請を踏まえ、対応計画に基づく適切な進捗管理の下、ガイドラインへの対応に向けた態勢整備を着実に実行していただくよう、お願いいたします。

（注） 犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第46号に掲げる者を除く）

### お問い合わせ先

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 マネー・ローンダリングチーム  
Tel 03-3506-6000（代表）（内線：2849、2837）

（別紙）  [「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」](#)

金総政第 2324 号  
金監督第 953 号  
令和 3 年 4 月 28 日

(各協会代表者) 宛

金融庁総合政策局長 中島 淳一  
金融庁監督局長 栗田 照久

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る  
態勢整備の期限設定について

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）については、各金融機関においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。

引き続き、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和 3 年 2 月に改正した「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。

また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、加盟金融機関に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、金融庁・財務局としては、下記の要請事項に係る各金融機関の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。

記

各金融機関が、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024 年 3 月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること。

上記の態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。

# 銀行をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。銀行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとの取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただきます場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## お客さまへのお願い事項

- ✓ 追加のご確認をさせていただく取引や、確認方法、確認内容は銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ✓ 特定の国に居住・所在している方等との取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ✓ お客さまとの取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、各種質問の内容やご依頼する各種書面等は、銀行によって異なる場合があります。
- ✓ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況や取引の内容にもとづき、やむを得ず新規の取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、ご回答の状況や取引の内容および預金規定等にもとづき、やむを得ず取引を制限等させていただく場合があります。
- ✓ 詳しいことは、お取引銀行の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引銀行の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

### ● 全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月～金曜日（祝日および銀行休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

### ● 金融庁 金融サービス利用者相談室

電話番号：0570-016811 または 03-5251-6811

受付時間：平日午前10時～午後5時



一般社団法人  
全国銀行協会



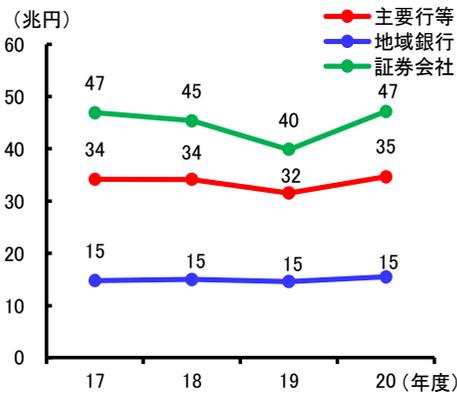
金融庁  
Financial Services Agency

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要 (別紙3)

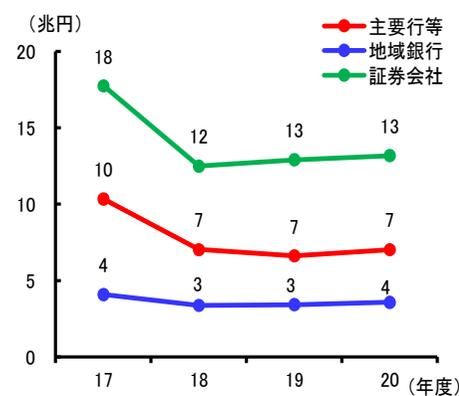
## リスク性金融商品販売の状況

- **リスク性金融商品の預り資産残高及び販売額の推移**：各業態とも、足下残高は増加しているが、評価益の増加の影響が大きく、販売額は横ばい。
- **投資信託 (除くETF)の販売状況**
  - ✓ 販売額を上回る解約・償還額の発生、毎月分配による投資元本の減少等により、投資信託残高は伸び悩み。他方、積立については積立投資信託の保有顧客数及び積立投資信託の販売額とも増加傾向であり、投信販売全体の1～3割を占めるまでになっている。
  - ✓ ネット系証券会社が、若年層や初心者を中心に顧客数を伸ばしており、大手証券会社等にも迫る勢い。一方、他業態は伸び悩み。
  - ✓ 日米の残高上位の投資信託の推移を比較すると、日本では上位銘柄が一定期間で多くが入れ替わっている。一方、米国では入れ替わりが少ない。
- **外貨建一時払い保険の販売状況**：主要行等・地域銀行いずれも販売額は足下減少傾向。販売における外貨建比率は、地域銀行では比較的高い。

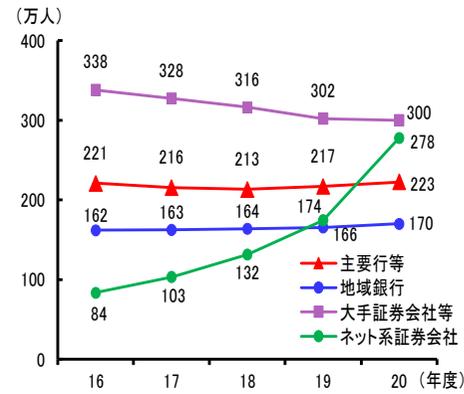
【リスク性金融商品の残高推移】



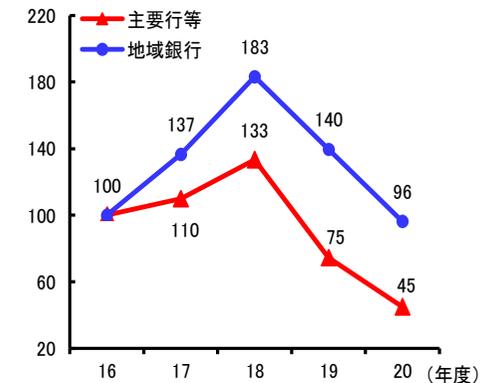
【リスク性金融商品の販売額推移】



【投資信託の保有顧客数の推移】



【外貨建一時払い保険の販売額推移 (16年度末対比)】



(注1) 残高は、有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行21行、証券会社7社(20年度は経営統合により6社)を集計  
 (注2) 販売額は、有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行25行、証券会社7社(20年度は経営統合により6社)を集計  
 (注3) 銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース  
 (注4) リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、債券を対象としている  
 (資料) 金融庁

(注1) 主要行等9行、地域銀行26行、大手証券会社等8社(20年度は経営統合により7社)、ネット系証券会社4社を集計  
 (注2) 銀行の投資信託は、自行販売ベース  
 (注3) 対象は、年度末時点で残高のある個人顧客  
 (資料) 金融庁

(注1) 有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行25行を集計  
 (注2) 自行販売ベース  
 (注3) 16年度末を100として指数化  
 (資料) 金融庁

## 金融庁の取組(「見える化」、重要情報提供)

- **更なる「見える化」の進展に向けた金融庁の取組**：金融審議会 市場ワーキング・グループの報告書を踏まえ、
  - ① 各事業者の取組の比較可能性を高める観点から、「原則」の内容ごとに、対応した形で取組方針等を明示している事業者のみ「金融事業者リスト」に掲載。
  - ② 今後、金融庁が公表していく好事例について、その分析に当たってのポイントを公表。
- **「重要情報シート」**：商品カテゴリーを超えた比較説明等顧客に対する説明・提案プロセスの改善を図る目的で導入。

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 顧客側の意識・行動

※ 顧客意識調査結果については、関係者の活用による更なる分析や議論の活発化に資するよう、生データを公表。

- **顧客の資産運用に関する行動**：投資経験者は、10年以上の長期的な資産運用をイメージしているものの、実際の運用では、保有商品に含み益が発生すると、短期的に売却してしまう傾向がある可能性。
- **顧客による情報収集**：資産規模・世代を問わず必要な情報はインターネットで入手する傾向が強く（特に、若者ではSNSの情報が顕著）、また、いわゆるインフルエンサーの影響が大きい。ただし、対面を中心とした銀行・証券会社の顧客においては、金融機関の営業担当から情報提供を受けていると思われる。一方、金融庁によって「見える化」された、各金融機関の顧客本位の業務運営に関する取組方針・KPIは、顧客には活用されていない。
- **金融機関と顧客との関係**：直近2～3年で金融機関の取組に変化があったとする者は1割程度。金融機関の選定理由として、証券会社は資産運用に関するサービス、銀行は既存取引の有無や立地で選ばれる傾向。

## 販売側の体制について

- **顧客本位の業務運営と事業実績**：今後、顧客本位の業務運営と業務の持続性との両立に直面する可能性。
- **リスク性金融商品の提供に関する経営戦略**：業務規模の大きな事業者においては、富裕層への対面対応に経営資源を傾斜する一方、資産形成層には非対面対応を中心に、より効率的なアプローチを目指す取組が見られる。また、一部の事業者においては、顧客ターゲットを明確化した上で、顧客ニーズに即した商品・サービスにより、差別化を図る取組も見られる。
- **提案プロセス**：提案ツールの導入は進んでいる一方で、そのツールを利用し、ライフプランに基づいた顧客への最適なポートフォリオの分析と、それに基づく長期分散投資の提案が十分に営業現場に浸透しているとはいえない状況。取扱商品の選定プロセスにおいても、ネガティブチェックや他の金融機関との比較（売れ筋を確認）を行うにとどまる先も多い。
- **フォローアップ**：新型コロナウイルス感染症による市場変動時のフォローアップの中で、長期分散投資の効果や必要性を説明する取組は一部にとどまった。
- **業績評価**：主要行を中心に顧客本位の業務運営の浸透と経営目標を両立させるための業績評価体系を試行錯誤中。他方で、地域銀行を中心に引き続き、収益の実額による評価体系を採用する先があり、これが営業員の手数料の高い商品を選好して販売する行動を促している可能性。

## 今後、重要となる課題

- **各金融事業者の取組方針を実現するための経営戦略**：取組方針に基づく取組の中で業務の持続可能性を確保するための事業戦略についての検討（経営戦略上の位置づけ、ターゲットとする顧客ニーズ、目指すサービス内容の付加価値、サービス提供体制、人材育成やインセンティブ体系、投資戦略等）
- **長期分散提案プロセスの改善**：「重要情報シート」等を活用した適切かつ丁寧な顧客説明。ライフプランに基づいた顧客への最適なポートフォリオの分析とそれに基づく長期分散投資の提案について営業現場（インターネットを通じた販売も含む）における浸透。
- **「見える化」や情報提供の改善**：上記の点も含めた、各事業者の取組方針やKPI等の進捗状況等の情報が、顧客にとって有用で事業者選択に活用される形で提供されるよう改善の上、更なる浸透を目指す。

## 第4節 データ分析の高度化

### I データを活用した多面的な実態把握

外部から購入した企業個社データを活用し、コロナが企業・金融機関に与える影響について、収益性、健全性の観点から分析を実施した。

### II 明細データの利活用

明細データの利活用の有用性の検証については、過去に金融機関から入手した取引先債務者に係るデータ等を元に、データの正規化作業（クレンジング、定義統一、法人マイナンバーの付与等）を行うとともに、当該債務者の地理的な分布や特性の見える化等の分析を試行した。これらの取組みを通じて、金融仲介機能に関する対話の高度化の観点から明細データの利活用の有用性を検証するとともに、当該データの正規化作業の効率化に向けた検討を行った。

### III データインフラ整備

モニタリングの高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行等と連携し、以下のとおり既存の規制報告の一元化に取り組んだ。

- ① 計表の統合・廃止について、業界団体の要望対象計表の一部につき、メールによる提出からシステムによる提出への移行を決定するとともに、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、計表の統廃合を決定した。その他の要望対象計表についても順次検討を開始した。
- ② 提出先の一元化について、業界団体等からの要望を踏まえ、金融庁・日本銀行間のほか、業界団体等との間も含め、ファイル共有の試行を実施した。
- ③ 海外当局等に対する金融庁・日本銀行の共同ヒアリングや委託調査など、海外の先進的なデータ収集・管理の枠組みに関する基礎調査を開始した。

金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改にあたって、さらなる利便性の向上を図るため、金融機関の要望精査やモニタリング従事者との議論により、具体的な要件を整理した。

## 第5節 早期是正措置・社外流出制限措置について

### I 早期是正措置の概要及び運用

#### 1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあっては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置には、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

#### 【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{T i e r 1 資本}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行 (注)	国際統一基準行のみ	
第1区分	<b>【普通株式等 T i e r 1 比率】</b> : 4.5%未満 2.25%以上 <b>【T i e r 1 比率】</b> : 6%未満 3%以上 <b>【総自己資本比率】</b> : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	3%未満 1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行

第2区分	【普通株式等Tier 1比率】 :2.25%未満1.13%以上 【Tier 1比率】 :3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 :4%未満2%以上	2%未満1%以上	1.5%未満0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier 1比率】 :1.13%未満0%以上 【Tier 1比率】 :1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 :2%未満0%以上	1%未満0%以上	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier 1比率】 :0%未満 【Tier 1比率】 :0%未満 【総自己資本比率】 :0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行等をいう。以下同じ。

## 2. 発動実績

2020 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

## II 社外流出制限措置の概要及び運用

### 1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

#### 【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
	0.625%未満	100%	
資本バッファ第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

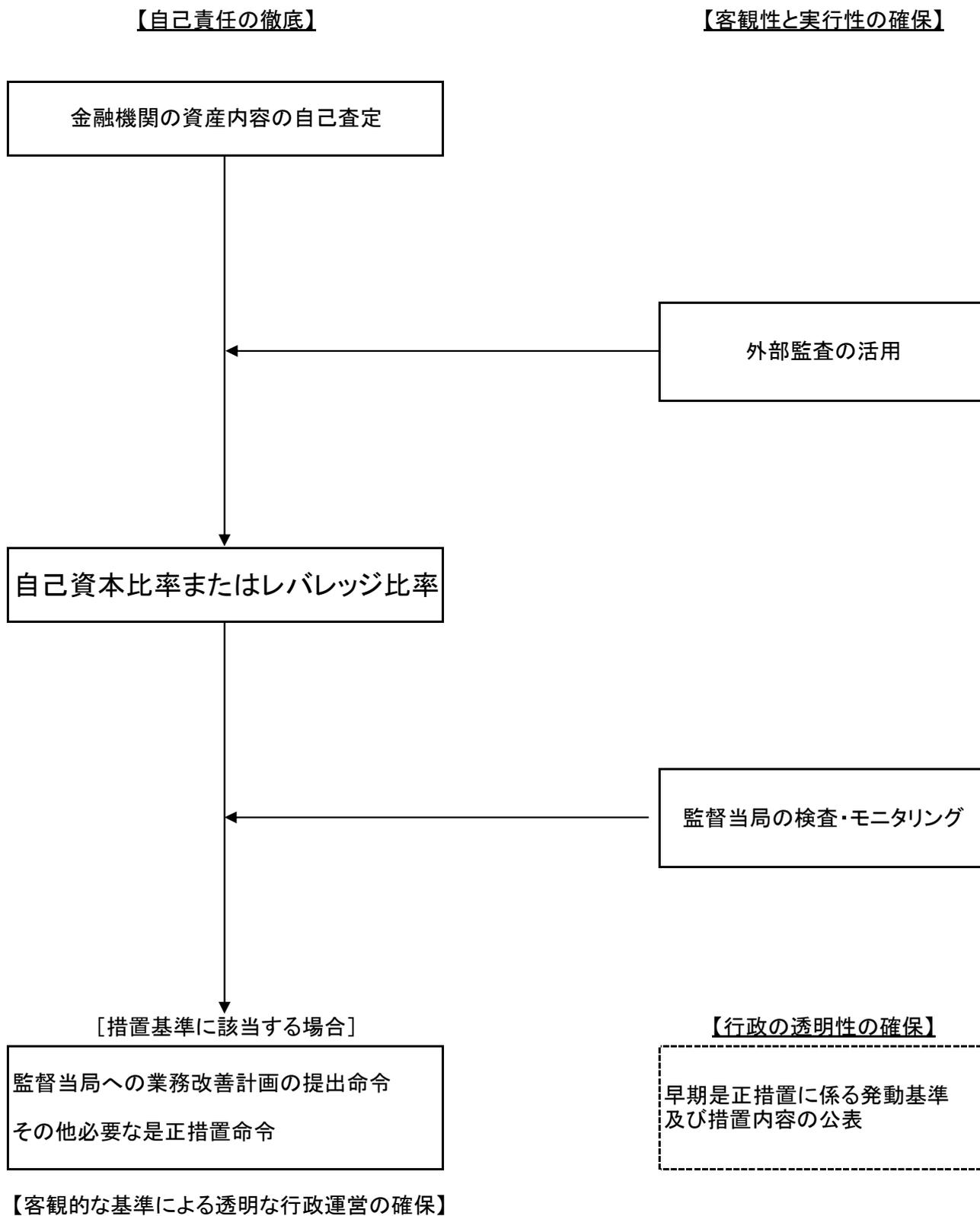
(注) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファおよびG-SIBs/D-SIBsバッファは含ん

でない。

## 2. 発動実績

2020 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

# 早期是正措置の概念図



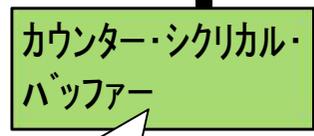
# 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2021年6月時点のもの。  
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、  
G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% <small>〔金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率〕</small>
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



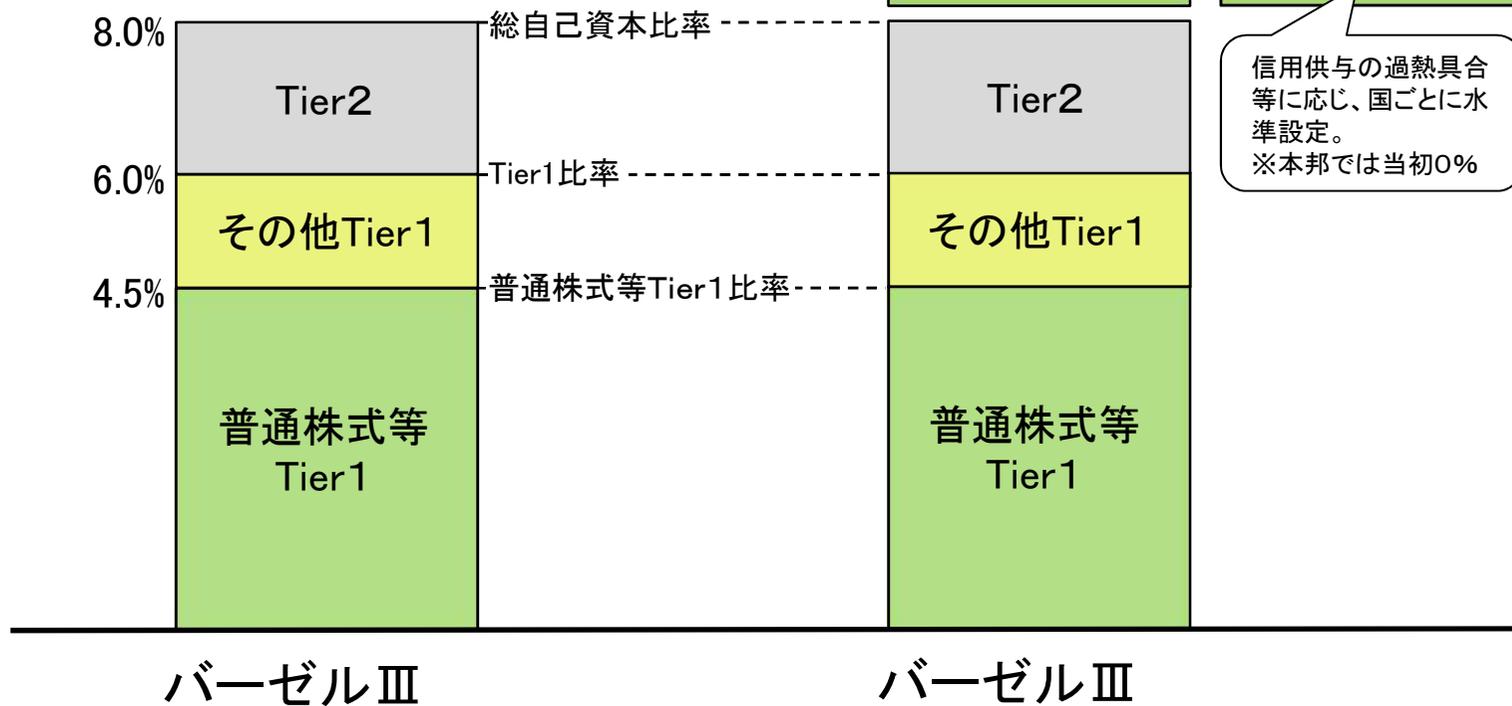
システム上の重要性  
に応じて毎年対象金  
融機関を選定し、水準  
設定。  
G-SIBsはFSB  
D-SIBsは各国当局  
がそれぞれ選定する。



信用供与の過熱具合  
等に応じ、国ごとに水  
準設定。  
※本邦では当初0%

資本バッファ

最低所要自己資本比率



バーゼルⅢ

バーゼルⅢ

## 第6節 金融上の行政処分について

### I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

### II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2020事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	0件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	19件	【5件】
⑤ 保険会社等	:	2件	【1件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 暗号資産交換業者	:	1件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で63件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

## 行政処分の件数(2002年4月～2020事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ～6月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
資金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	30
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	447
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	110
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	171
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	62
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	14
適格機関投資家等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	1,253	
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	32
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	7
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	22	2,632
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	6	1,092

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。

(注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。

(注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

(注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

## 第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「実践と方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2021年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2021年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行業務</li> <li>・ 農林中央金庫業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続対象信託業務</li> <li>・ 特定兼営業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命保険業務</li> <li>・ 外国生命保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害保険業務</li> <li>・ 外国損害保険業務</li> <li>・ 特定損害保険業務</li> <li>・ 保険仲立人保険募集</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額短期保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸金業務</li> </ul>
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定第一種金融商品取引業務</li> </ul>

## 第8節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### I 意見申出制度（別紙1～2参照）

### II 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙3参照）

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することとしている。2020 事務年度は、「非対面でのモニタリングや情報共有」及び「日銀考査・モニタリングとの重複感」をテーマとして実施し、その結果を公表した。

## 「意見申出制度」について

### 目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成30年7月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

### 対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

### 対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

### 意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

### 意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができ

ます。

### **意見相違項目の審理**

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

### **審理結果の通知**

申出項目の審理結果は、書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む）により通知します。

### **意見申出様式**

（別紙 1） 意見申出書 （PDF 版）（WORD 版）

（別紙 2） モニタリング金融機関と検査官（モニタリング職員）との認識の相違点 （PDF 版）（WORD 版）

### **お問い合わせ先**

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係  
Tel 03-3506-6000(代表)

## 意見申出実績（検査実施日ベース）

## ○ 申出機関数

（2021年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2017 事務年度	23	11	2	5	2	43
2018 事務年度	0	1	0	0	0	1
2019 事務年度	0	0	0	0	0	0
2020 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44

令和3年6月11日  
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」  
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、株式会社三菱総合研究所に委託し、金融機関へのアンケート等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙 (PDF : 814KB) の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添 1 (PDF:851KB) を、報告書については別添 2 (PDF:3,216KB) をご覧下さい。

**お問い合わせ先**

金融庁 総合政策局リスク分析総括課  
Tel 03-3506-6000（代表）（内線 2199、2202）

## 第9節 金融モニタリング情報の収集について

### I 概要

金融庁及び財務（支）局では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

### II 情報の収集状況

2020 事務年度の総収集件数は 417 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 194 件（46.5%）、保険会社等に関する情報が 151 件（36.2%）、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が 72 件（17.3%）であった。

なお、2019 事務年度の総収集件数は 360 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 164 件、保険会社等に関する情報が 139 件、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が 57 件であった。